

平成30年度NHK等歳末たすけあい義援金配分要綱

(目 的)

第1条

共同募金運動の一環として、NPO団体、ボランティア及び社会福祉協議会等関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に障がい者、子ども、福祉サービスを必要とする者等が地域社会の一員として心豊かで充実した生活を送ることができるよう県民から寄せられた寄付金を適正かつ効果的に配分するため本要綱を定める。

(対象施設及び内容)

第2条

配分の対象施設等及び内容は次のとおりとする。

(1) 児童福祉施設

中部日本放送（CBC）による施設への重点配分（施設改修、備品等）

(2) 児童養護施設

高校等を卒業する生徒への卒業祝い金（一人3万円）

高校等を卒業し、就職または大学、短大（専門学校を含む）生徒の自立支援金
（一人10万円）

(3) 母子生活支援施設

小学校、中学校へ入学する児童への入学祝い金（一人3万円）

(4) 里子（里親）

里子への支援金（一人2万円）

(5) 社会福祉施設

別に定める施設利用者の交流事業支援金（一人当たり上限600円）

(配分の申請)

第3条

配分を受けようとする者は別に定める期限までに申請書を本会に提出するものとする。

(配分決定と通知)

第4条

配分の決定は本会で申請内容の審査を行い、速やかに通知するものとする。

(配分金の送金)

第5条

前条の通知を受けた者は所定の様式により本会あて請求書を提出することとし、本会は請求書を確認した後に送金するものとする。

(配分決定の取り消し)

第6条

本要綱に違反したとき及び次の事項に該当する場合は、配分決定を取り消し配分金の返還を求めるものとする。

- (1) 配分金を配分内容以外に使用した場合
- (2) 本会の承認を得ずに事業内容を変更した場合
- (3) その他、本会が不相当と認めたとき

(配分の結果報告)

第7条

受配者は事業完了後に速やかに結果報告を本会へ提出するものとする。

(配分事業の調査と監査)

第8条

本会は配分金の使途に関する範囲で、調査及び監査を実施する。

(その他)

第9条

この要綱に定めるほか必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は平成30年 7月 3日から施行する。